いじめの現状について

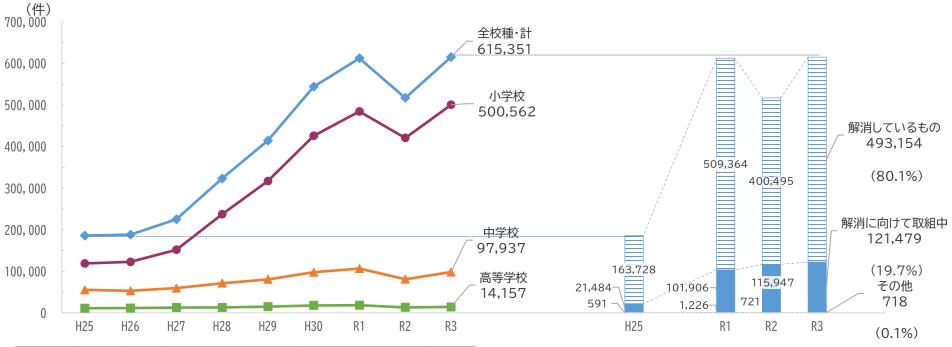
文部科学省 初等中等教育局児童生徒課



いじめの状況について



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



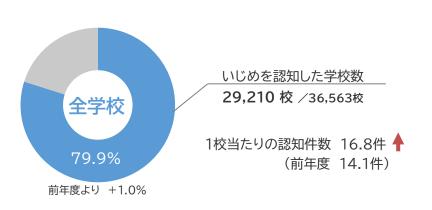
文部科学省

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118, 748	122, 734	151,692	237, 256	317, 121	425, 844	484, 545	420,897	500, 562
	17.8	18.6	23. 2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9
中学校	55, 248	52, 971	59,502	71,309	80, 424	97, 704	106,524	80,877	97, 937
	15.6	15.0	17. 1	20.8	24. 0	29.8	32.8	24.9	30.0
高等学校	11,039	11, 404	12,664	12,874	14, 789	17, 709	18,352	13, 126	14, 157
	3. 1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0	4.4
特別支援 学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2, 263	2,695
	5.9	7.3	9.4	12.4	14. 5	19.0	21.7	15.9	18.4
計	185,803	188,072	225, 132	323, 143	414, 378	543, 933	612, 496	517, 163	615, 351
	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの 認知件数は615.351件(前年度517.163件)であり、 前年度に比べ98.188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件 (前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、 解消しているものは493.154件(80.1%)であった。

いじめの状況について

▮ いじめを認知した学校数の割合

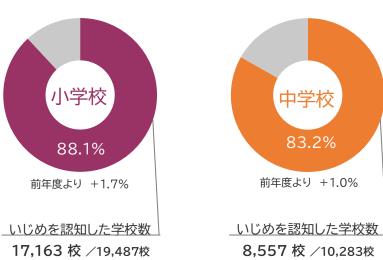


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…(略)…にあっては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

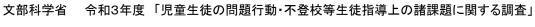
学校種別の状況

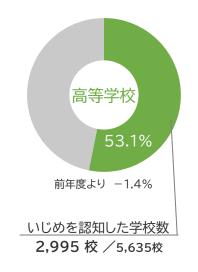


1校当たりの認知件数 9.5 件

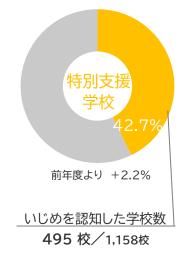
(前年度 7.8 件)

1校当たりの認知件数 25.7 件 (前年度 21.4 件)





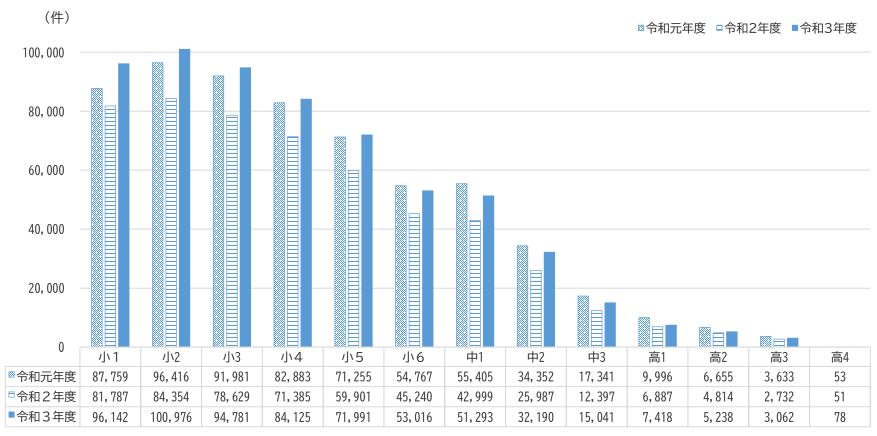
1校当たりの認知件数 2.5 件 (前年度 2.3 件)



1校当たりの認知件数 2.3 件 (前年度 2.0 件)

いじめの状況について

▎学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

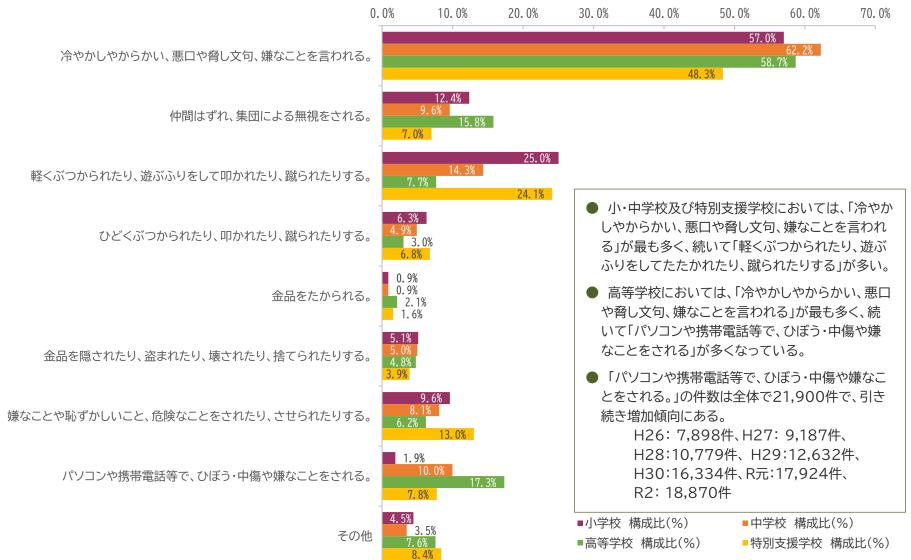
● 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。 なお令和2年度は、全学年で前年度より減少していた。

いじめの認知学校数・認知件数

		学校総数	認知した学校数	比率	認知件数	1校当たりの認知件数	認知していない学校数	比率
	国立	72	69	95.8	3,204	44.5	3	4.2
	公立	19,173	16,978	88.6	496,094	25.9	1,962	10.2
小学校	私立	242	116	47.9	1,264	5.2	122	50.4
	計	19,487	17,163	88.1	500,562	25.7	2,087	10.7
	国立	77	65	84.4	694	9.0	12	15.6
	公立	9,409	8,157	86.7	95,263	10.1	1,166	12.4
中学校	私立	797	335	42.0	1,980	2.5	424	53.2
	計	10,283	8,557	83.2	97,937	9.5	1,602	15.6
	国立	19	9	47.4	15	0.8	10	52.6
	公立	4,073	2,390	58.7	11,129	2.7	1,672	41.1
高等学校	私立	1,543	596	38.6	3,013	2.0	916	59.4
	計	5,635	2,995	53.1	14,157	2.5	2,598	46.1
	国立	45	17	37.8	65	1.4	28	62.2
	公立	1,098	475	43.3	2,623	2.4	620	56.5
特別支援学校	私立	15	3	20.0	7	0.5	12	80.0
	計	1,158	495	42.7	2,695	2.3	660	57.0
	国立	213	160	75.1	3,978	18.7	53	24.9
퐒	公立	33,753	28,000	83.0	605,109	17.9	5,420	16.1
	私立	2,597	1,050	40.4	6,264	2.4	1,474	56.8
	計	36,563	29,210	79.9	615,351	16.8	6,947	19.0

いじめの態様別状況について

【 いじめの態様別状況 (複数回答可) 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0



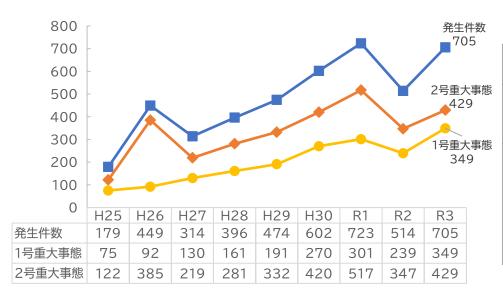
文部科学省 今和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。 うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件 (前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

文部科学省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

▮ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	合計
重大事態 発生校数(校)		285	255	102	ω	645
重大事態 発生件数(件)		314	276	112	3	705
	うち、第1号	158	122	68	1	349
	うち、第2号	191	175	61	2	429

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、 重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、 当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、 それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に 重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が<u>相当の期間学校を欠席</u> することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

である。

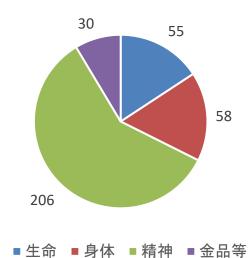
いじめの重大事態について

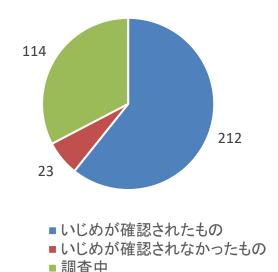
①重大事態の発生件数

②第1号事案における重大な被害の態様

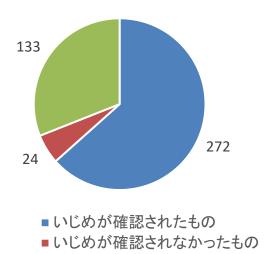
③第1号事案における調査状況







④第2号事案における調査状況



■調査中

- ①重大事態における1号事案の件数は約45%。 (1件の重大事態が第1号・第2号の両方に該当する場合には、それぞれの項目 に計上。)
- ②重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の約59%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- ③第1号事案・第2号事案ともに重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」 の割合は約60%程度。「いじめが確認されなかったもの」の割合は約5%程度 となっている。

いじめの重大事態について

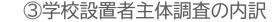
①「重大事態」の調査主体別件数

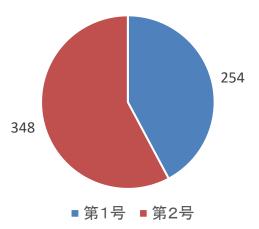
134

547

当該学校当該学校の設置者検討中

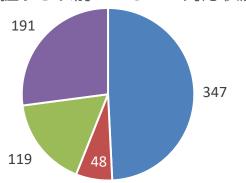
②学校主体調査の内訳







④「重大事態」について、重大な被害を 把握する以前のいじめの対応状況



- 認知(解消に向けて取組中)
- 認知(解消したと判断していた)
- 認知しておらず(いじめに該当しうるトラブル等の情報があった)
- 認知しておらず(いじめに該当しうるトラブル等の情報はなかった)

- ①重大事態調査の調査主体のうち、約78%は当該学校が占めている。
- ②学校主体調査においては、第1号事案は約42%、第2号事案は約58%
- ③学校設置者主体調査においては、第1号事案は約59%、第2号事案は約41%
- ②「重大事態」のうち、約56%は既にいじめとして認知をしていた。

いじめの解消状況について

▮いじめの解消状況

取組中 19.7% **全学校** 解消 80.1%

※ 年度末現在の状況。

● いじめの防止等のための基本的な方針

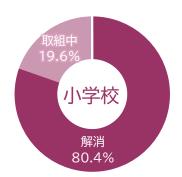
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

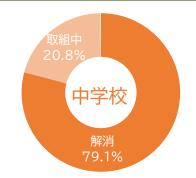
① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

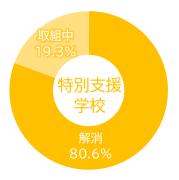
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。









	全学校			小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続。		493,154 件	80.1%	402,205件	80.4%	77,444件	79.1%	11,332件	80.0%	2,173件	80.6%
解消に向けて取組の	†	121,479 件	19.7%	98,055件	19.6%	20,330件	20.8%	2,575件	18.2%	519件	19.3%
認知から3か月以上経過	<u> </u>	40,704 件	6.6%	30,373件	6.1%	8,498件	8.7%	1,529件	10.8%	304件	11.3%
認知から3か月経過して	こいない	80,775 件	13.1%	67,682件	13.5%	11,832件	12.1%	1,046件	7.4%	215件	8.0%
その他		718 件	0.1%	302件	0.1%	163件	0.2%	250件	1.8%	3件	0.1%
計		615,351 件		500,562件		97,937件		14,157件		2,695件	

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

● 全国平均でみれば、ほとんどの項目において取組が充実しているが、「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題につ いて協議する機会を設けた。」、「いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。」 の2項目については、50%を下回っており、関係機関との連携強化が課題となっている。

国公私立学校の比較

職員会議等を通じて、 いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。

いじめの問題に関する校内研修会を実施した。

道徳や学級活動の時間に いじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。

児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、 児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。

> スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を 積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。

教育相談の実施について、 学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。

学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、 保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。

> PTAなど地域の関係団体等とともに、 いじめの問題について協議する機会を設けた。

いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など 地域の関係機関と連携協力した対応を図った。

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び 効果的な対処のための啓発活動を実施した。

学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して 機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。

> いじめ防止対策推進法第22条に基づく、 いじめ防止等の対策のための組織を招集した。

